

令和4年度岡崎女子大学・岡崎女子短期大学ガバナンス・コード実施状況

項目	実施状況
I-1 建学の精神及び理念	I-2 教育目的及び人物像 Web サイトで公表している。
I-3 中期計画の策定	社会状況、認証評価の結果を踏まえ、教育の質保証及び経営の安定を包含する、機関全体にわたる中期計画「Seiko G PLAN 2022-2026」を令和4年3月策定し、各部門において年次計画に従い、PDCA を実施した。
I-4 社会的責任等	運営基盤の強化、各ステークホルダーとの関係強化のもと、公共性・地域貢献等を念頭に法人経営等を実施した。
II (学校法人運営の基本)-1 理事会	寄附行為等に基づき、第338回(令和4年5月24日)、339回(8月5日)、340回(10月22日)、341回(12月15日)、342回(令和5年2月17日)、343回(3月17日)の理事会を適切に運営した。毎回全員出席。活発な議論のもと、重要事項の決定及び大学業務等の評価、改善提案等を実施した。
II-2 理事	寄附行為等に基づき、全理事が全理事会に、全常任理事が全常任理事会に出席し、適切に職務を遂行した。
II-3 監事	寄附行為、監事監査規程等に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査した。また理事会に出席し、意見を述べた。監事、公認会計士及び内部監査人(税理士)の3者が、それぞれの監査結果について意見を交換し監査の充実を図った(三様監査)。
II-4 評議員会	寄附行為等に基づき、諮問機関として適切に職務を遂行した。予算及び事業計画については、理事長の諮問に応じて予め意見を述べ、決算及び事業の実績の報告に対して意見を述べている。
II-5 評議員	寄附行為に基づき十分な数と選任区分による人員を確保している。会議では十分時間をかけて説明を受け、質問、議論のうえで審議、決議した。
III (教学ガバナンス)-1 学長	学長は、大学学則、短大学則に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、教学運営を統括、所属教職員を統監した。学長職務規程に則り、大学、短大にそれぞれに学長補佐を置き、学長補佐は学長の方針・指示に従い、必要な校務を果たした。
III-2 教授会	大学、短大に教授会を置き、毎月開催した。大学教授会規程、短大教授会規程に則り適切に運営した。
IV (公共性・信頼性)-1 学生に対して	学部・学科ごとの 3 つの方針(ポリシー)と学びの道筋を明確にしている。大学、短大とも自己点検・評価を実施、公表し、学生の学修成果と進路実現に相応しい教育の実現に取り組んだ。
IV-2 教職員等に対して	教職協働体制を確保している。BD(ボード・ディベロップメント)として常任理事は責任担当事業領域に係る PDCA を行い、理事長に提出し、監事は監査報告書を報告した。FD(ファカルティ・デベロップメント)、SD(スタッフ・デベロップメント)の組織を整備し、年次計画に基づき取組を推進した。
IV-3 社会に対して	元年度の大学に続き、2年度は短大が認証評価を受審し、適格と判定された。自己点検及び評価結果等を踏まえた PDCA を実施した。これらの情報を積極的に公表するとともに、教育・研究活動の成果を社会に還元した。連携市との協働事業を実施した。
IV-4 危機管理及び法令遵守	災害、ハラスメント等への危機管理体制、法令遵守のための体制を整備し、対策に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症本部会議を開催し、時期を捉えた適切な対応と学内の情報共有を行った。
V (透明性の確保)-1 情報公開の充実	学校教育法施行規則、私立学校法等により指定されている教育・研究に関する情報及び、学校法人に関する情報について、いずれも Web サイトや法人事務局備付の方法により、適切に公開した。